

住宅融資保険の保険料の率を定める政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

住宅融資保険の保険料の率を定める政令（昭和三十年政令第三百三十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>住宅融資保険法施行令</p> <p>（資金の融通を業とする法人）</p> <p>第一条 住宅融資保険法（以下「法」という。）第二条第三号の政令で定める法人は、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者である法人及び貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条第四号に掲げる者である法人とする。</p> <p>（附帯の債権）</p> <p>第二条 法第五条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の政令で定める附帯の債権は、保険金の支払の日（その日が保険事故の発生の日から三月を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）までの貸付金の利息とする。</p> <p>（保険料率）</p> <p>第三条 法第七条の政令で定める率は、貸付期間（法第二条第四号に規定する給付の場合は、給付の時から当該給付に係る契約の期間の満了の時までの期間）一年につき一パーセントとする。</p>	<p>住宅融資保険の保険料の率を定める政令</p> <p>住宅融資保険法第七条の政令で定める率は、貸付期間（同法第二条第四号に規定する給付の場合は、給付の時から当該給付に係る契約の期間の満了の時までの期間）一年につき一パーセントとする。</p>